

社会福祉法人 青 倉 会

評議員および役員の報酬と費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青倉会定款第九条及び第二三条に規定する評議員及び役員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次に定めるところによる。  
2 役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 評議員及び役員に対する報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 法人は、役員が理事会、評議員が評議員会、監事かが法人及び施設の指導監査の立会い、運営状況の指導、または監査の業務に当たった場合には、その費用を弁償することができる。

また、役員及び評議員がその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償することができる。

- 2 会議出席の費用弁償額は、次のとおりとする。
  - ① 会議が開催される市町村内に居住する役員及び評議員 1,000 円
  - ② 会議が開催される市町村以外に居住する役員及び評議員  
2,000 円
- 3 出張費は、旅費規程による。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。